

第 号
年 月 日

様

野田市長

印

野田市墓地（納骨堂・火葬場）経営（変更）許可事前協議事項不適合通知書
年 月 日付けで事前協議の申出があった墓地等の計画については、下記のとおり野田市墓地等の経営の許可等に関する条例第 条の規定に適合していないと認められるので、野田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第5条第3項の規定により通知します。

- 1 経営しようとする者の名称及び代表者名
- 2 経営しようとする者の事務所の所在地
- 3 協議の区分 経営許可 変更許可
- 4 墓地等の名称
- 5 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 6 不適合の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。